

## 産休等代替職員任用承認申請書類チェックシート

- 休業職員は、当制度の対象職員ですか？  
(休業職員が休業中無給・2割を超えて減給される場合は対象外)
- 産休等代替職員は、施設の任命権者が新たに臨時的に直接雇用する職員ですか？
- 代替職員任用後の職員数は、給付費や他の補助金により置かなければならないとされる**職員数を超えて**配置されていますか？
- 申請書(第1号様式)に産休等代替職員と職員の任命権を有する者の記名はされていますか？
- 職種が「保育士」の場合、職員調書(第2号様式)の代替職員の「資格取得年月日」は「保育士証」の登録年月日と同じですか？
- 期間計算は正しいですか？ (例) 7月6日～10月11日=98日間  
また、産休の場合、出産予定日は産前休暇に含まれていますか？
- 病休の場合、診断書記載の療養期間が任用等期間をカバーしていますか？
- 書類はすべて揃っていますか？
  - 産休等代替職員任用承認申請書 (実施要領第1号様式)
  - 産休等職員及び産休等代替職員調書 (実施要領第2号様式)
  - (産休) 出産予定を証明する書類(母子手帳、出産予定日証明書等)の写し
  - (病休) 診断書の写し
  - 就業規則又は労働契約の休暇及び休職に係る部分の写し
  - 代替職員の資格証明書等 (無資格者の場合は履歴書)
    - 保育士の場合は保育士証ですか？
    - 保育士の資格がない場合、次のいずれかの資格等を有する書類がありますか？
      - 幼稚園教諭の普通免許状
      - 小学校教諭の普通免許状
      - 養護教諭の普通免許状
      - 子育て支援員研修(地域型保育コース(地域型保育))修了証
    - 無資格者の場合、保育所又は認定こども園において、常勤で1年程度の保育業務の履歴のある履歴書がありますか？
- 必要な箇所に理事長等代表者の記名はされていますか？